

# 建築物の地震に対する安全性に関する認定に必要な書類等

- 建築物の地震に対する安全性に関する認定に申請に必要な書類は、以下のとおりです。
- 認定申請の区分に応じて、必要となる書類が異なりますので、ご注意ください。
- 必要な部数はそれぞれ2部（正本・副本）となります。

## 1 省令第33条第1項に規定する認定申請

⇒ 現行の構造関係規定に適合しているものとして認定を受けようとする場合

### (1) 省令第33条第1項第1号に規定する書類を提出する場合

	図書の種類	明示すべき事項
1	認定申請書 (省令第12号様式)	
2	構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表3の(1)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</li> <li>● 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表3の(2)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</li> <li>● 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表3の(3)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</li> <li>● 建築基準法施行令第81条第3項に規定する同令第82条各号及び同令第82条の4に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表3の(4)項に掲げる構造計算書に明示すべき事項</li> </ul>
3	付近見取図	●方位、道路及び目標となる地物
4	配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●縮尺及び方位</li> <li>●敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別</li> <li>●擁壁の位置その他安全上適当な措置</li> <li>●土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請</li> </ul>

		に係る建築物の各部分の高さ
5	各階平面図	●縮尺及び方位 ●壁及び筋かいの位置及び種類 ●通し柱及び開口部の位置
6	基礎伏図	●縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法
7	各階床伏図	
8	小屋伏図	
9	構造詳細図	
10	検査済証の写し又はこれに代わる書類	※ 省令第33条第1項第1号に掲げる書類（構造計算書）を提出する場合
11	現況調査報告書 （細則様式第4号）	
12	定期報告書の副本の写し又はこれに代わる書類	※ 建築基準法第12条第1項に規定による報告を要する建築物に限る。
13	その他知事が定める書類	

※1～9 : 省令で定める書類

※10～13 : 知事が必要と認める書類

## (2) 省令第33条第1項第2号に規定する書類を提出する場合

	図書の種類	明示すべき事項
1	認定申請書 （省令第12号様式）	
2	検査済証の写し （※国土交通大臣が定める書類）	※【参考】平成25年国土交通省告示第1064号 抜粋 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第33条第1項第2号の国土交通大臣が定める書類は、耐震関係規定の施行又は適用の日以後に新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第3条各号に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第16項の規定（以下「建築基準法の規定」という。）により交付を受けた検査済証（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の14第1号に定める建築物の部分（以下「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分

		の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、建築基準法の規定により交付を受けたものに限る。) (以下「新築等の工事に着手し、交付を受けた検査済証」という。)
3	付近見取図	●方位、道路及び目標となる地物
4	配置図	●縮尺及び方位 ●敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 ●擁壁の位置その他安全上適当な措置 ●土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
5	各階平面図	●縮尺及び方位 ●壁及び筋かいの位置及び種類 ●通し柱及び開口部の位置
6	基礎伏図	●縮尺並びに構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)の材料の種別及び寸法
7	各階床伏図	
8	小屋伏図	
9	構造詳細図	
10	現況調査報告書 (細則様式第4号)	
11	定期報告書の副本の写し又はこれに代わる書類	※ 建築基準法第12条第1項に規定による報告を要する建築物に限る。
12	その他知事が定める書類	

※1～2 : 省令で定める書類

※3～12 : 知事が必要と認める書類

## 2 省令第33条第2項に規定する認定申請

⇒ 国土交通大臣が定める基準に適合するものとして、認定を受けようとする場合

### (1) 省令第33条第2項第1号に規定する書類を提出する場合

	図書の種類	明示すべき事項
1	認定申請書 (省令第13号様式・省令第6号様式)	※ 木造部分がある場合は省令第13号様式に加えて、省令第6号様式が必要。
2	構造計算書	●木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物の木

		<p>造の構造部分</p> <p>◎ 各階の張り間方向及びけた行方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組の水平力に対する耐力及び靱性並びに配置並びに地震力、建築物の形状及び地盤の種類を考慮して行った各階の当該方向の耐震性能の水準に係る構造計算</p> <p>●木造の構造部分を有しない建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物の木造以外の構造部分</p> <p>◎ 各階の保有水平耐力及び各階の靱性、各階の形状特性、地震の地域における特性並びに建築物の振動特性を考慮して行った各階の耐震性能の水準に係る構造計算並びに各階の保有水平耐力、各階の形状特性、当該階が支える固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたもの）、地震の地域における特性、建築物の振動特性、地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布及び建築物の構造方法を考慮して行った各階の保有水平耐力の水準に係る構造計算</p>
3	付近見取図	●方位、道路及び目標となる地物
4	配置図	<p>●縮尺及び方位</p> <p>●敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別</p> <p>●擁壁の位置その他安全上適当な措置</p> <p>●土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ</p>
5	各階平面図	<p>●縮尺及び方位</p> <p>●壁及び筋かいの位置及び種類</p> <p>●通し柱及び開口部の位置</p>
6	基礎伏図	●縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法
7	各階床伏図	
8	小屋伏図	
9	構造詳細図	
10	検査済証の写し又はこれに代わる書類	
11 (①～③のいずれかひとつ)	①判定委員会（※）が発行する耐震診断に係る判定書の写し	<p>※ 判定委員会……一般財団法人日本建築防災協会を事務局として設置された既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に耐震判定委員会として登録されている団体</p> <p>（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会  <a href="http://www.kenchiku-bosai.or.jp/nw/nwindex50.html">http://www.kenchiku-bosai.or.jp/nw/nwindex50.html</a>）</p>

	②耐震判定委員会 が発行する耐震改 修計画の判定書の 写し及び耐震改修 工事施工報告書（細 則様式第5号）	
	③①②に代わる書 類	
12	現況調査報告書 （細則様式第4号）	
13	定期報告書の副本 の写し又はこれに 代わる書類	※ 建築基準法第12条第1項に規定による報告を要する建築物に限る。
14	その他知事が定め る書類	

※1～2 : 省令で定める書類

※3～14 : 知事が必要と認める書類

## (2) 省令第33条第2項第2号に規定する書類を提出する場合

	図書の種類	明示すべき事項
1	認定申請書 （省令第13号様 式）	
2	検査済証の写し （※国土交通大臣 が定める書類）	※【参考】平成25年国土交通省告示第1064号 抜粋 同規則第33条第2項第2号の国土交通大臣が定める書類は、昭和56年6月1日以後耐震関係規定の施行又は適用の日の前日までに新築等の工事に着手し、交付を受けた検査済証とする。
3	付近見取図	●方位、道路及び目標となる地物
4	配置図	●縮尺及び方位 ●敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 ●擁壁の位置その他安全上適当な措置 ●土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
5	各階平面図	●縮尺及び方位

		<ul style="list-style-type: none"> <li>●壁及び筋かいの位置及び種類</li> <li>●通し柱及び開口部の位置</li> </ul>
6	基礎伏図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法</li> </ul>
7	各階床伏図	
8	小屋伏図	
9	構造詳細図	
10	現況調査報告書 （細則様式第4号）	
11	定期報告書の副本の写し又はこれに代わる書類	※ 建築基準法第12条第1項に規定による報告を要する建築物に限る。
12	その他知事が定める書類	

※1～2 : 省令で定める書類

※3～12 : 知事が必要と認める書類